

同志社大学大学院司法研究科アラムナイ・アソシエーション 寒梅会会則

2007年5月26日施行
2008年7月5日一部改正
2009年2月7日一部改正
2018年7月14日一部改正
2019年7月13日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、同志社大学大学院司法研究科アラムナイ・アソシエーション 寒梅会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、同志社大学大学院司法研究科および同志社大学の充実発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 同志社大学大学院司法研究科、同志社大学法学部・法学研究科、同志社政法会、同志社法曹会、同志社校友会との連絡に関する事項
- (2) 会報及び会員名簿の発行
- (3) 懇親会、合格祝賀会、講演会、フォーラム等の開催
- (4) 同志社大学大学院司法研究科の教育研究および在学生・修了生に対する支援活動
- (5) その他本会の目的を達成するのに必要な活動

(建議)

第4条 本会は、同志社大学大学院司法研究科および同志社大学の充実発展にとって重要な事項に関し、同研究科に建議する。

第2章 会員および会費

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、正会員および特別会員とする。

(正会員)

第6条 正会員は、次のとおりとする。

- (1) 同志社大学大学院司法研究科を修了した者
- (2) 同志社大学大学院司法研究科に在籍した者で、理事会の承認を得た者

(特別会員)

第7条 特別会員は、次のとおりとする。ただし、前条で規定する正会員を除く。

- (1) 同志社大学大学院司法研究科の専任教員および専任教員であった者
- (2) 本会のために特に功労のあった者で、理事会の推薦に基づき総会において承認された者

(会費)

第8条 正会員となる者は、修了の時までに、終身会費として金1万5000円を納入しなければならない。

- 2 終身会費の徴収は、同志社大学に委嘱する。

- 3 正会員および正会員となる者で修了時まで終身会費を納入していない者については、すみやかに、理事会が決定する方法により、終身会費として金1万5000円を納入しなければならない。
- 4 特別会員は、終身会費の納入を要しない。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会長1名 副会長6名以内 理事20名以内 監事3名以内 顧問1名
相談役 会長を退任した者

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、理事および監事は、総会において選任する。

2 同志社大学大学院司法研究科長は、顧問に就く。

3 会長を退任した者は、相談役に就く。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会に出席し、その分担業務を処理する。

4 監事は、本会の収支および財政の状況を監査し、収支決算に意見を付する。また、理事会に出席して意見を述べることができる。

5 顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

6 相談役は、会運営について会長に助言し、また、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、次期定時総会の終結までとし、重任を妨げない。

(役員報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。ただし、本会の業務遂行のために要した費用については、その実費を受けることを妨げない。

第4章 総会および理事会

(総会)

第14条 総会は、定時総会および臨時総会とする。

(総会開催)

第15条 定時総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会において必要と認めるときに開催する。

(総会招集等)

第16条 会長は、総会を招集し、その議長となる。

2 総会を招集するには、会日より1週間前までに各会員に対して、総会の日時、場所および目的たる事項を記載した通知を発しなければならない。

3 前項の通知は、本会会報、電磁的方法等により、これに代えることができる。

(総会承認事項)

第17条 この会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項は、定時総会においてその承認を受けなければならない。

- (1) 活動報告および収支決算
- (2) その他理事会において必要と認めた事項

(総会決議の方法)

第18条 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会の構成等)

第19条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、適宜、役員が招集する。
- 3 会長は、理事会の議長となる。

(理事会の権限)

第20条 この会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会において決する。

- (1) 総会に提出する議題
- (2) 会務に関する重要な事項
- (3) 資産管理に関する事項
- (4) 活動計画および収支予算に関する事項
- (5) 役員候補者の選出に関する事項
- (6) その他理事会が必要と認めた事項

(理事会決議の方法)

第21条 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第22条 総会および理事会の議事については、会長の指示のもと、担当の役員が議事録を作成し、これを保管する。

第5章 資産および会計

(資産の管理)

第23条 本会の資産は、会長の指示のもと、担当の役員が管理する。

(活動費用)

第24条 本会の活動に要する経費は、終身会費、寄付金、資産から生ずる果実およびその他の収入をもってこれに充てる。

(活動計画および収支予算)

第25条 本会の活動計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の決議を受けなければならない。活動計画および収支予算を変更する場合も同様とする。

(活動報告および収支決算等)

第26条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後速やかに会長が作成し、収支計算書および活動報告とともに監事の会計監査の意見を付して理事会の決議を経たうえ、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(会則の変更)

第28条 この会則の変更は、理事会の決議を経たうえ、総会においてその出席者の過半数の承認を経なければならない。

附 則

第1条 本会則は2007年5月26日から施行する。

第2条 本会則は、施行日から3年間を経過した後、必要と認めるときは、所要の措置を講ずる。

附 則 (2009年2月7日改正、2018年7月14日改正)

第1条 本会則は、第8条2項を除き、2009年2月7日から施行する。

第2条 本会則第8条2項は、同志社大学の承認を得た日から施行し、かつ同項は同志社大学が代理徴収を承認した入学年度生から適用する。

- 2 会長は、同志社大学の承認を得た直近の総会の招集通知に施行日を記載した上、総会において施行日を報告しなければならない。
- 3 理事会は、第1項の同志社大学の承認を得られる見込みがないと判断した場合、所要の措置を講じなければならない。